

公益社団法人長野県看護協会 貸出備品マニュアル

(目 的)

このマニュアルは、公益社団法人長野県看護協会(以下「本会」のいう)において貸出備品について必要な事項を定め、本会会員及び県民の健康保持・増進に対する意識の向上に寄与することを目的とする。

(貸出備品)

貸出備品は、別紙備品とする。

(貸出基準)

- (1) 本会会員の所属する施設及び本会会員であること
- (2) 保健師・助産師・看護師・准看護師等の有資格者が運用者として確保されていること。
- (3) 本会の研修事業、看護団体、医療機関、看護師等養成所・学校などでの使用とする。
- (4) 県民の健康づくり、健康推進イベントなどでの使用とし、営利目的でないもの。

(借用について)

- (1) 「備品借用書」(備品貸出 様式1)に必要事項を記入し、本会に提出すること。
- (2) 借用料は無料。貸出備品を使用するもの(以下「使用者」という)。機器等の使用にあたり必要な消耗品は、使用者に請求する場合もある。
- (3) 貸出備品の授受については、使用者が本会に来館し、直接行うことを基本とする。但し、使用者の来館が困難な場合に限り、郵送等による貸出・返却も可能とする。この際の費用は使用者の負担とする。
- (4) 転貸、転借は認めない
- (5) 貸出備品の使用は本会の事業を優先する。また同一時期に複数の申し込みがある場合は、貸出できない事がある。

(使用上の注意)

- (1) 貸出備品に不具合があった場合、速やかに本会に報告すること。
- (2) 使用者は貸出備品の使用にあたり、紛失または棄損しないように細心の注意を払わねばならない。
- (3) 使用者は、貸出備品を紛失、または棄損した場合は、損害を弁償しなくてはならない。紛失や棄損が生じた場合、原則借用時の状態に戻して返却すること。
- (4) 使用者等が、貸出備品等により事故を起こした場合、本会はその責めを負わない。

(返却について)

- (1) 使用後は、速やかに返却のこと。備品使用報告書(備品貸出 様式 2)に必要事項を記入し、備品とともに提出すること。
- (2) 返却日は厳守のこと。
- (3) 子どもの白衣は、クリーニング後に返却すること。

(マニュアルの変更)

このマニュアルは、必要時会長が変更することができる。

附則

このマニュアルは、令和2年4月1日より施行する。